別表十七（三の十）付表　外国金融子会社等に係る特定所得の金額の計算等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

外国金融子会社等の名称	1		事業年度	2	・　・ ・　・

特定所得の金額の計算

無形資産等の使用許諾に係る収益	無形資産等の使用料の合計額	3		異常所得	税引後当期利益の額	22	
	(3)のうち部分対象外国関係会社が自ら行つた研究開発の成果に係る無形資産等の使用料	4			支払を受ける剰余金の配当等の額の合計額	23	
	(3)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の使用料	5			受取利子等の額の合計額	24	
	(3)のうち部分対象外国関係会社が使用を許諾されその事業の用に供する無形資産等の使用料	6			有価証券の貸付けによる対価の額の合計額	25	
	(3)－((4)＋(5)＋(6))	7			有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額	26	
	(7)に係る直接費用の額の合計額((9)に該当するものを除く。)	8			(26)に係る原価の額の合計額	27	
	(7)に係る償却費の額	9			デリバティブ取引に係る損益の額	28	
	(8)＋(9)	10			外国為替差損益の額	29	
	(7)－(10) (マイナスの場合は0)	11			その他の金融所得に係る損益の額	30	
	償却費計算上の適用法令	12	本邦法令・外国法令		固定資産(無形資産等を除く。)の貸付けによる対価の額の合計額	31	
無形資産等の譲渡損益	無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額	13			支払を受ける無形資産等の使用料の合計額	32	
	(13)のうち部分対象外国関係会社が自ら行つた研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額	14			無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額	33	
	(13)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額	15			(33)に係る原価の額の合計額	34	
	(13)－((14)＋(15))	16			(23)＋(24)＋(25)＋((26)－(27))＋(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)＋((33)－(34))	35	
	(13)に係る原価の額の合計額	17			(22)－(35) (マイナスの場合は0)	36	
	(17)のうち部分対象外国関係会社が自ら行つた研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額	18		所得控除の金額	総資産の帳簿価額	37	
	(17)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額	19			人件費の額	38	
					減価償却費の累計額	39	
	(16)に係る直接費用の額の合計額	20			((37)＋(38)＋(39))×50%	40	
	(16)－(((17)－(18)－(19))＋(20))	21			(36)－(40) (マイナスの場合は0)	41	

金融子会社等部分適用対象損失額の内訳

事業年度	控除未済金融子会社等部分適用対象損失額	当期控除額	翌期繰越額 (42)－(43)
	42	43	44
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
計			
当期分			
合計			

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表十七（三の十）付表　記載要領

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の6第8項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第8項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「総資産の帳簿価額（37）」の欄は、別表十七(三の九)付表の記載要領第3号に準じて記載すること。